

厚生省のガイドライン

衛 指 第 224 号  
平 成 5 年 11 月 25 日

社団法人日本ダイアパー事業振興会理事長 殿

厚生省生活衛生局指導課長

**貸おむつの衛生確保について**

標記については、別添のとおり平成5年11月25日衛指第224号をもって当職から各都道府県等衛生主管部（局）長宛通知したところであるが、この旨了知の上、貴傘下の関係団体又は会員に対する周知徹底方よろしくお願いいたします。



平成 5年 11月 25日

各 

都道府県
政 令 市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生省生活衛生局指導課長

### 貸おむつの衛生確保について

環境衛生関係営業の監視指導については、日頃より種々御配慮を煩わしているところであるが、近年、老人介護や医療関連サービス等の分野において貸おむつが用いられることが一般化している。

しかし、これら貸おむつの処理等に関する取扱いは、営業者によりまちまちであることから、その統一されたものが策定されることが望まれていたところである。

このため、今般、貸おむつの衛生を確保するため、おむつを使用させるために貸与し、その使用済み後はこれを回収して洗濯し、さらに貸与することを繰り返して行うクリーニング業者（以下「貸おむつ業者」という）が達成すべきガイドラインとして別添のとおり「貸おむつの衛生的処理等に関するガイドライン」及び「貸おむつの洗濯を行うクリーニング所の施設、設備及びそれらの管理に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という）を定めたので、下記事項に留意の上、貴管下関係団体等に周知徹底させるとともに、貸おむつ業者に対する監視指導方よろしく願います。

なお、ガイドラインの周知方について、財団法人全国環境衛生営業指導センター、全国クリーニング環境衛生同業組合連合会及び社団法人日本ダイアパー事業振興会に対し依頼したので、申し添える。

### 記

- 1 貸おむつの衛生を確保するためには、その処理や取扱い等が適正に行われることが最も重要であるので、貸おむつ業者に対する環境衛生監視指導に当たっては、クリーニング業法の規定に基づき営業者が講ずべき措置等に係る事項によるほか、ガイドラインによらねたいこと。
- 2 貸おむつの衛生的処理等に関するガイドラインの第3の1衛生基準は、第2処理等の規定により貸おむつについて適正に処理等が行われたかどうかを判定するための工程管理における目安として定められたものであること。  
したがって、工程管理において、製品が衛生基準に適合しない場合には、貸おむつの処理等を適正に行うよう指導されたいこと。
- 3 既存の貸おむつ業者であって、直ちにガイドラインに基づく処理等並びに施設、設備及びそれらの管理（既にクリーニング業法の規定に基づき営業者が講ずべき措置等に係る事項とされているものを除く。）が困難なものについても、逐次その改善が図られるよう指導されたいこと。